第二十二条の五第一項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条を第二十二条の二とする。

第二十三条第一項中「拠出金その他この法律」を「第十四条第一項」に、「徴収し、又はその還付を受ける」を「徴収する」に改め、同条第三項中「拠出金その他この法律」を「第十四条第一項」に改める。

第二十四条の二を削る。

第二十五条中「拠出金その他この法律」を「第十四条第一項」に改める。

第二十六条中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第二十九条第一項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第二十九条の二を削る。

第二十九条の三中「第二十二条の二から第二十二条の五まで」を「第二十条から第二十二条の二まで」に、「第十四条」を「第十四条第一項」に改め、同条を第二十九条の二とする。

第三十条中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

附則第二条第三項中「第十九条まで」を「第二十二条まで」に改め、「、第二十二条第一項、第二十二条の二から第二十二条の四まで」及び「第二十四条の二及び」を削り、同条第五項中「第二十九条の三」を「第二十九条の二」に、「第二十二条の五」を「第二十二条の二」に、「第二十二条の四」を「第二十二条」に改める。

（児童手当法の一部改正に伴う経過措置）

第三十七条　施行日の属する月の前月以前の月分の旧児童手当法の規定による児童手当（次条において「旧児童手当」という。）に要する費用については、なお従前の例による。

第三十八条　施行日の属する月の前月以前の月分の旧児童手当及び施行日の前日の属する年度以前の年度の児童育成事業（旧児童手当法第二十九条の二第一項に規定する児童育成事業をいう。）に係る拠出金の徴収については、なお従前の例による。

（沖縄振興開発金融公庫法の一部改正）

第三十九条　沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項第三号中「幼稚園その他」を「幼稚園、幼保連携型認定こども園その他」に改める。

（水源地域対策特別措置法の一部改正）

第四十条　水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

附則第六項の表過疎地域自立促進特別措置法別表児童福祉施設の項の項中「保育所」の下に「又は幼保連携型認定こども園」を加える。

（私立学校振興助成法の一部改正）

第四十一条　私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「規定する学校」の下に「及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）」を加える。

第九条中「又は特別支援学校」を「、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園」に改める。

附則第二条の見出し中「設置者」を「設置者等」に改め、同条第一項中「学校教育法附則第六条の規定により私立の幼稚園を設置する者（以下「学校法人以外の私立の幼稚園の設置者」という。）」を「学校法人以外の私立の幼稚園の設置者（学校教育法附則第六条の規定により私立の幼稚園を設置する者をいう。次項において同じ。）及び学校法人等以外の幼保連携型認定こども園の設置者（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号。以下この項において「認定こども園法一部改正法」という。）附則第三条第二項に規定するみなし幼保連携型認定こども園を設置する者（学校法人及び社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。）を除く。）及び認定こども園法一部改正法附則第四条第一項の規定により幼保連携型認定こども園を設置する者をいう。次項において同じ。）」に改め、同条第二項中「設置者」の下に「及び学校法人等以外の幼保連携型認定こども園の設置者（以下この条において「学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等」という。）」を加え、同項の表第十二条第一号の項中「幼稚園」を「幼稚園若しくは幼保連携型認定こども園」に改め、同表第十二条第三号の項中「幼稚園」を「幼稚園又は幼保連携型認定こども園」に改め、同表第十二条第四号の項中「幼稚園の経営」を「幼稚園又は幼保連携型認定こども園の経営」に、「幼稚園を設置する」を「幼稚園又は幼保連携型認定こども園を設置する」に、「幼稚園について」を「幼稚園若しくは幼保連携型認定こども園について」に改め、同表第十三条第一項の項中「を設置する者（当該幼稚園」を「若しくは幼保連携型認定こども園を設置する者（当該幼稚園又は幼保連携型認定こども園」に改め、附則第二条第三項及び第五項中「設置者」を「設置者等」に改め、「係る幼稚園」の下に「又は幼保連携型認定こども園」を加え、同条第六項中「において」を「の規定により」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人に対する措置）

第二条の二　第三条、第九条、第十条及び第十二条から第十五条までの規定中学校法人には、当分の間、幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人を含むものとする。

2　前項の社会福祉法人に係る第十二条から第十四条までの規定の適用については、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十二条各号列記以外の部分	所轄庁	都道府県知事
第十二条第一号	その業務	当該幼保連携型認定こども園の経営に関する業務
	学校法人の関係者	幼保連携型認定こども園の経営に関係のある者
	質問させ	当該幼保連携型認定こども園の経営に関し質問させ
	その帳簿	当該幼保連携型認定こども園の経営に関する帳簿
第十二条第三号	予算が	当該幼保連携型認定こども園の経営に関する予算が
第十二条第四号	当該学校法人の役員	当該幼保連携型認定こども園の経営を担当する当該社会福祉法人の役員
	、法令	又は法令
	所轄庁	都道府県知事
	処分又は寄附行為	当該幼保連携型認定こども園についての処分
	当該役員の解職をすべき旨	当該幼保連携型認定こども園の経営を担当する役員の担当を解くべき旨
第十二条の二第一項から第三項まで（第十三条第二項において準用する場合を含む。）	所轄庁	都道府県知事